

千葉市告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示します。

令和5年1月10日

千葉市長 神谷俊一

	医療機関名称	所在地	開設者	変更年月日
	(訪問看護)			
	稲毛駅前訪問看護 ステーション	千葉市稲毛区小仲台 1-4-20 イオン稲毛店4階	株式会社在宅支援総合 ケアサービス 代表 取締役 依田 和孝	令和4年12月1日
変更 後		千葉市稲毛区稲毛東 2-14-12		